

意見書

1. 3.5GHz 帯は予定通り平成 26 年中に割当て事業者を決定していただくことを要望します。

移動体通信システムの周波数は、加入者数の増加や大容量コンテンツの利用増大等により、ひっ迫しているため、早期割当てが必要であると考えます。従って、3.5GHz 帯は、これまで日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）や電波監理審議会（平成 25 年 11 月 20 日）で示されている方針通り平成 26 年中に割当て事業者を決定していただくことを要望致します。

2. 競願時審査基準 F の既存事業者に対する割当済周波数の算定は、移行措置等で利用出来ない帯域を勘案した上で評価するべきである。

競願時審査基準 F は、既存事業者にとって 3.5GHz 帯の第 4 世代周波数割当て可否の重要な要件となるため、厳密に評価するべきであると考えます。

割当済周波数は、移行措置等現時点で使用できない帯域、BS 放送の IF（中間周波数）による干渉で利用に制限を受ける帯域並びに地球探査衛星等との干渉等により利用に制限を受ける帯域もあります。従って、割当済周波数の算定は、一律に合算して評価するのではなく、利用出来ない帯域を勘案した上で評価するべきであると考えます（利用に制限を受ける帯域は、その制限を受ける度合いに応じて、 $4/5$ もしくは $1/2$ 等の係数を帯域幅に乗ずる算定方式を導入するべきであると考えます）。

3. 競願時審査基準 F における契約数の評価は、直近の数のみではなくその前後も含めた評価とするべきである。

昨年の 2.5GHz 帯競願時審査基準における契約数の評価は、直近の数のみでしたが、700・900MHz 帯の割当て評価時は直近のみではなくその 1 年前の契約数及び 1 年後の契約数予測（直近 1 年間の純増数を加えたもの）も含めて評価を行った前例があります。

従って、競願時審査基準 F の契約数は、700・900MHz 帯の時と同様に、直近の数のみではなく契約数の動向（純増数等）等も加味し、総合的に評価するべきであると考えます。

4. 競願時審査基準 F の既存事業者に対する割当済周波数の算定は、申請会社に対する割当済

周波数のみで評価を行うべきである。

周波数の割当ては、それぞれ独立した会社に割当てられるものであり、特定のグループに割り当てられる制度にはなっておりません。個別に割り当てられる周波数は申請事業者に対して割当てられる周波数であり、グループを前提としてひっ迫度等を評価する方式は適切ではないと考えます。携帯電話事業者は、グループの場合においても事業者がそれぞれ独立して事業を行っており、周波数の運用においても独自性を保持しております。今回指摘のある周波数の一体的運用に関しては、民間事業者間の連携の中でグループ外の事業者とも連携は可能であり、これを評価に加味するのは適切ではないと考えます。

従って、競願時審査基準 F の既存事業者に対する割当済周波数の算定は、申請事業者に対する割当済周波数のみで評価を行うべきであると考えます。

5. 認定申請マニュアルは、審査基準と密接な関係があることから、事前に公表し、参入希望事業者等の意見を反映する機会を設けていただくことを要望します。

特定基地局の開設計画の認定申請マニュアルは、これまで認定申請受付と同時もしくは受付期間内に公開され、事前公開された前例はありません。しかし、参入希望事業者は、基本的に、認定申請マニュアルに沿って申請を行う必要があり、このマニュアルは非常に重要な位置付けのものです。記載事項の原則や競願時の審査事項等、具体的な内容を示した認定申請マニュアルは採点基準と非常に密接な関係があるため、事前に公表することにより、参入希望事業者による申請準備期間が多く確保できること、さらに意見聴取等により関係者の意見を反映することが可能となれば、申請内容が一層充実するものと考えます。

従って、認定申請マニュアルを事前に公表し、参入希望事業者等の意見を反映する機会を設けていただくことを要望致します。

以上